

令和3年1月14日

市立学校児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

緊急事態宣言発出に伴う感染防止対策の徹底について

寒冷の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、関東4都県に加え、兵庫県を含む、新型コロナウイルスの感染者が急増している7府県においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。

つきましては、今後、感染防止対策により一層取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進するため、当面の間、下記のことについてご協力をお願いいたします。

この措置は令和3年1月15日より実施いたします。

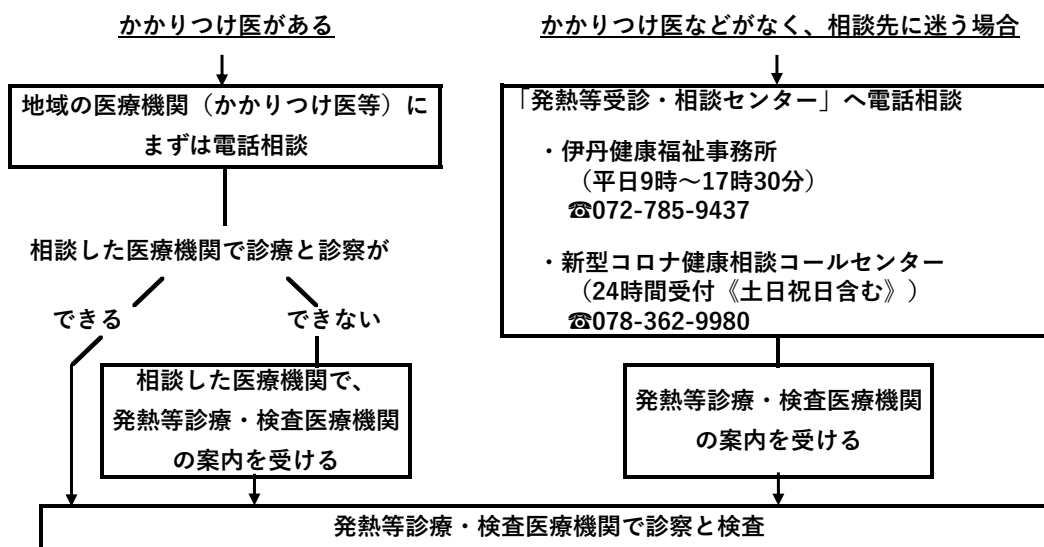
記

1. 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その家族の症状が治まるまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とします。判断が難しい場合は、地域の医療機関（かかりつけ医等）への相談もご検討ください。なお、その際については、学校にご連絡いただきますようお願いいたします。留守家庭児童育成クラブについても、同様とします。
2. 出席停止等の期間中について、学校との連絡方法や学習支援については、お子さまの体調等に応じて、学校ともご相談いただきますようお願いいたします。
3. 不要不急の外出を自粛し、特に午後8時以降の外出自粛を徹底してください。

【川西市】新型コロナウイルス感染発症時の対応 (季節性インフルエンザ流行期)

【令和3年1月14日時点】

◆◆◆ 発熱などの相談と受診の流れ ～まずは電話で相談を～ ◆◆◆



児童生徒が、

* ① 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。
② 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。
③ 医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合 （念のための検査を含む）	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
④ 風邪症状があり、診断がついている場合 （風邪症状の原因が明らかな場合）	⇒ 医師の指示もしくは該当の学校感染症の出席停止期間に従う。
⑤ 風邪症状を伴う発熱があるが、診断がつかない場合 （発熱原因が不明の場合）	⇒ 解熱後2日を経過するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑥ 発熱はないが、風邪症状がある場合	⇒ 症状が消失するまで出席停止とする。
⑦ 発熱はないが、味覚症状や倦怠感等、新型コロナウイルス感染が疑われる場合	⇒ 登校を控え自宅待機期間とし、出席停止とする。

* 「①児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合」、教育委員会と当該校は、保健所等の関係機関と協議し、個人情報の取扱いに十分留意した上で、対象者の出席停止のみ、学級又は学年閉鎖、臨時休業（留守家庭児童育成クラブ臨時休所）とするかを判断します。

（12月1日臨時校長会議資料【新型コロナウイルス感染児童生徒発生にかかる関係校の対応について】参照）

児童生徒と同居する家族等が、

⑧ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑨ 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から濃厚接触者の家族等に対して指示された自宅待機期間について、児童生徒も同様の期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑩ 医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合 （念のための検査を含む）	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑪ 風邪症状や発熱があった場合	⇒ 家族等の症状が消失するまで、児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

- ・ ①～⑪いずれの場合においても、出席停止の処置報告（様式11）が必要です。
- ・ 今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。